

京都市告示第546号

京都市宇津峡公園の指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市宇津峡公園条例第4条ただし書きの規定に基づき、臨時の休園日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和 6年12月 9日

京都市長 松井 孝治

臨時に休園日を変更する日

現行	変更後
令和6年12月28日(土) 休園	令和6年12月28日(土) 開園
令和6年12月29日(日) 休園	令和6年12月29日(日) 開園
令和6年12月30日(月) 休園	令和6年12月30日(月) 開園

(産業観光局農林振興室農林企画課)